

介護報酬改定に伴う介護予防支援業務に
かかる一部委託料の変更について

平成26年3月

大阪市 福祉局 介護保険課

介護報酬改定に伴う介護予防支援業務にかかる一部委託料の変更について（案）

平成 26 年 4 月 1 日からの介護報酬改定（消費税率の変更【現行・5%】 【変更後・8%】）に伴い、介護予防支援業務にかかる一部委託料について、次のとおり変更する。

1. 介護予防支援費

（現行） 介護報酬 412 単位 / 月・・・4,552 円（地域区分・2 級地 11.05）

介護予防支援にかかる一部委託料

4,006 円（うち、消費税及び地方消費税 191 円）



（変更後） 介護報酬 414 単位 / 月・・・4,574 円（地域区分・2 級地 11.05）

介護予防支援にかかる一部委託料

4,025 円（うち、消費税及び地方消費税 298 円）

2. 初回加算

（現行） 介護報酬 300 単位 / 月・・・3,315 円（地域区分・2 級地 11.05）

初回加算にかかる一部委託料

1,293 円（うち、消費税及び地方消費税 62 円）



（変更後） 介護報酬 300 単位 / 月・・・3,315 円（地域区分・2 級地 11.05）

初回加算にかかる一部委託料

1,293 円（うち、消費税及び地方消費税 95 円）

3. 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

（現行） 介護報酬 300 単位 / 月・・・3,315 円（地域区分・2 級地 11.05）

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算にかかる一部委託料

2,155 円（うち、消費税及び地方消費税 103 円）



（変更後） 介護報酬 300 単位 / 月・・・3,315 円（地域区分・2 級地 11.05）

初回加算にかかる一部委託料

2,155 円（うち、消費税及び地方消費税 159 円）